

令和4年1月教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和4年1月21日（金） 開会 午後3時00分
閉会 午後3時50分

2 場 所 旭市役所3階政策決定室

3 出席委員 諸持 耕太郎（教育長）
鏑木 俊一（教育長職務代理者）
鈴木 典男
富山 理
平野 勝久（欠席）

4 出席職員

教育総務課長	杉本 芳正
学校教育指導室長	齊藤 実
生涯学習課長	伊藤 弘行
体育振興課長	柴 栄男
教育総務課副課長	多田 仁
教育総務課副課長	中川 浩
生涯学習課副課長	飯田 武也
生涯学習課副課長	加瀬 美智子
体育振興課副課長	寺嶋 和志
生涯学習課文化振興班副主幹	本多 昭宏
教育総務課総務班副主幹	田中 有希子

5 教育長開会宣言

6 教育長挨拶

- ・新年明けましておめでとうございます。委員の皆様方には本年もよろしくお願ひします。本日平野委員さんは欠席でございます。
- ・さて、ここにきて予想されていたこととはいえオミクロン株によるコロナウイルス感染者が急速に増加しまして、過日成人式は無事開催することができましたが今後各種事業等が控えていますので、感染状況を注視しながら正しく恐れるを基本として慎重に進めていきたいと考えております。
- ・特に学校関係では中学3年生を中心に受験の時期であること、そして進級・進学の時節であることから職員も含めて健康管理に留意して油断することなく

支援体制をとっていききたいと考えています。各課の様々な人を集めての行事について、慎重な判断をしていききたいと思います。

- ・本日は、5件の議案が上程されておりますので、ご審議をお願いいたします。

7 会議録署名委員の指名 鈴木 典男委員 富山 理委員

8 教育委員会報告

- ・資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

9 議案

議案第19号 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第20号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第21号 旭市青年の家の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

議案第22号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則一部を改正する規則の制定について

議案第23号 旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

【教育長】

- ・議案第19号から議案第23号を議題とする。
- ・議案第19号から議案第23号の提案理由を求める。

【教育総務課長】

- ・議案第19号について、提案理由を説明する。

【生涯学習課長】

- ・議案第20号と議案第21号について、提案理由を説明する。

【体育振興課長】

- ・議案第22号について、提案理由を説明する。

【生涯学習課長】

- ・議案第23号について、提案理由を説明する。

議案第19号 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を
改正する告示の制定について

《質疑》

【委員】

- ・まず、今日の説明ですが非常に分かりやすく、また簡素化されていて良かったと思います。質問ですが、小学校1年生又は小学校就学予定者とありますが、当然両方はもらえないですね。どういう人が小学校就学予定者で、どういう人が小学校1年生なのか教えてください。

【教育総務課長】

- ・入学前の申請が現在21名おまして、その方は入学前の就学予定者となります。小学校へ入学してからの申請となると、小学校1年生となります。
- ・議案第19号については、全会一致で可決する。

議案第20号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について

《質疑》

【委員】

- ・これらの申請書や許可書について電子申請はまだやらないのですか。

【生涯学習課長】

- ・電子申請についてはまだ行っていない状況です。

【委員】

- ・そろそろ考えていただきたい。

【生涯学習課長】

- ・これから検討していきたいと思います。
- ・議案第20号については、全会一致で可決する。

議案第21号 旭市青年の家の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する
規則の制定について

《質疑》

【委員】

- ・青年の家の建物はまだありますか。

【生涯学習課長】

- ・青年の家は今年度いっぱいまでは使いまして、来年度から解体に向けて進めていく予定です。

【委員】

- ・壊してしまうのですか。

【生涯学習課長】

- ・来年度、解体撤去工事を行います。

【委員】

- ・体育館もそうですか。

【生涯学習課長】

- ・体育館も同様です。

【教育長】

- ・生涯学習施設は、市の管理計画のスケジュールに沿って順次廃止等を進めています。
- ・議案第21号については、全会一致で可決する。

議案第22号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則一部を改正する規則の制定について

《質疑》

【委員】

- ・サッカー場の名称ですが、旭市サッカー場で決まりでしょうか。

【体育振興課長】

- ・条例上は旭市サッカー場という名称です。ただ、これから愛称を募集します。親しみやすい名称で愛称をつけて、そちらの名称で使っていただければと思います。

【委員】

- ・愛称は正式名称ではないのですか。正式名称は旭市サッカー場ですね。

【体育振興課長】

- ・旭市の管理する施設の名称としましては、旭市サッカー場となります。ただ、広く使っていただくために、市民の方から愛称を募集して名前を付けたいと考えております。

【委員】

- ・例えば看板は両方書くのですか。

【体育振興課長】

- ・旭市サッカー場は条例で設置するためのものとして、基本的には施設や案内看板等は愛称の方を使用したいと思います。

【委員】

- ・旭市サッカー場ですけども、大変大きな工事だと思います。出来上がりが楽しみです。実際のオープンはいつ頃になりますか。

【体育振興課長】

- ・工期としては、3月中旬の完了を目指しているところです。ただ、部材が一部入荷しないような状況もみられますので、今はつきり何日というのは難しいです。
- ・議案第22号については、全会一致で可決する。

議案第23号 旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

- ・議案第23号については、全会一致で可決する。

10 その他

【教育総務課長】

- ・学校再編の進め方について説明する。
- ・定期監査指摘事項について説明する。
- ・学校教育指導室だより「かけはし」を配布する。
- ・給食だよりを配布する。

【学校教育指導室長】

- ・教育活動の現況について報告する。
①新型コロナウイルス感染症関連

【生涯学習課長】

- ・「もう一つの成人式」の延期について報告をする。
- ・史跡大原幽学遺跡整備基本計画（案）について説明する。
（詳細については文化振興班本多副主幹から説明）

《質疑》

【委員】

- ・国や県からの補助があるということですが、割合ですか。

【本多副主幹】

- ・国が2分の1、残りの2分の1を県、残りを市が負担します。

【委員】

- ・策定した案に対しては、ほぼ100%補助対象となりますか。

【本多副主幹】

- ・そうなります。逆に、この計画に載せていないものを要望することが難しくなります。

【委員】

- ・大原幽学の施設は、そこまで行くのが大変ですよ。その辺については、この計画に盛り込まれていますか。

【本多副主幹】

- ・85ページをご覧ください。大原幽学遺跡にどのようにアクセスできるか、しやすいか、或いは駐車場の案内等も考えていきたいと思います。

【生涯学習課長】

- ・付け加えさせていただきますと、駐車場については記念館の方にも整備することを考えております。費用ですが、市の持ち出し部分の4分の1については、過疎債の対象になりそうな見込みで調整しているところです。

【教育長】

- ・色々な年齢層においでいただくためには、できれば一番近いところまでバス

が通れれば最高かなと思います。

【委員】

・遠方からも来てますか。

【生涯学習課長】

・来ています。

【委員】

・大型車は、ハム工場のところに停めて歩いていきますよね。

【教育長】

・現状はそうです。

【教育長】

・次回の教育委員会定例会は、2月21日（月）午後2時00分に開会することに決定する。

1 1 教育長閉会宣言